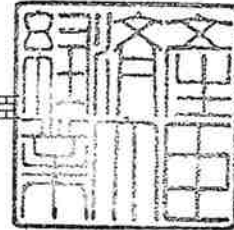


経 済 産 業 省

20130708統 第1号
平成25年7月11日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

工業統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	豊島 裕治 電話：03（3501）9929 e-mail：toyoshima-yuji@meti.go.jp

別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
工業統計調査
- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～2 略</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)について行う。</p> <p>工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。</p> <p>工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業員30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない<u>管理、補助的経済活動を行う事業所</u>を除く。)、乙調査は従業員4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない<u>管理、補助的経済活動を行う事業所</u>を除く。)について行う。</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>甲調査：約<u>65,000</u>事業所</p> <p>乙調査：約<u>290,000</u>事業所</p>	<p>1～2 略</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)について行う。</p> <p>工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。</p> <p>工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業員30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない<u>本社又は本店を除く。</u>)、乙調査は従業員4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない<u>本社又は本店を除く。</u>)について行う。</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>甲調査：約<u>200,000</u>事業所</p> <p>乙調査：約<u>250,000</u>事業所</p>	<p>製造活動を行っていない<u>管理、補助的経済活動を行う事務所</u>を対象から除く必要があるため。</p> <p>経済センサス-活動調査実施に伴い調査対象の見直しを実施したため。</p>

<p>なお、調査を受ける事業所を確定するために 行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約590,000事業所</p> <p>(2)略</p> <p>(3)報告義務者 <u>後記6の(2)2)の調査においては、事業所の管理責任者。</u> <u>後記6の(2)2)の調査においては、企業の本所事業所の管理責任者もしくは、支所となる事業所の管理責任者。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法 (1)調査組織 <u>単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ)</u> <u>経済産業省 - 都道府県 - 市町村(特別区においては区。以下同じ。)</u> - 統計調査員 - 報告者 <u>本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所</u> <u>経済産業省 - 民間事業者 - 報告者</u> <u>の場合はオンライン報告が可能。</u></p> <p>(2)調査方法(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他)</p> <p>1)準備調査</p>	<p>なお、調査を受ける事業所を確定するために 行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約700,000事業所。</p> <p>(2)略</p> <p>(3)報告義務者 <u>事業所の管理責任者。ただし、経済産業大臣が指定する企業(以下「本社一括調査企業」という。)に属する事業所</u> <u>にあつては、本社一括調査企業を代表する者。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法 (1)調査組織 <u>調査員調査:経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者</u> <u>郵送・オンライン調査(本社一括調査等):経済産業省 - 民間事業者 - 報告者</u></p> <p>(2)調査方法(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他)</p> <p>1)準備調査</p>	<p>単独事業所と複数事業所企業により調査経路を明確化したことに伴う変更。</p> <p>単独事業所と複数事業所企業により調査経路を明確化したことに伴う変更。</p>
---	--	---

<p>～ 略</p> <p>統計調査員は、市町村長(特別区においては区長。以下同じ。)の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</p> <p>～ 略</p> <p>2) 甲及び乙調査</p> <p>調査員調査</p> <p>統計調査員が、準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票(別紙様式2もしくは別紙様式3)を配布し、統計調査員による収集により市町村長が回収する方法により行う。</p> <p>市町村長は、調査員によって収集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</p> <p>都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>都道府県知事は、別紙に定めるところ</p>	<p>～ 略</p> <p>統計調査員は、市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</p> <p>～ 略</p> <p>2) 甲調査</p> <p>報告方法</p> <p>甲調査は、別紙様式第2による工業調査票甲を用いて自計方式によって行う。作成部数は2部とし、1部を控え用、1部を提出用とする。</p> <p>統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布</p> <p>統計調査員は、準備調査の結果に基づき、工業調査票甲を従業者30人以上の報告義務者に配布する。ただし、本社一括調査企業に属する事業所及び経済産業大臣が指定する事業所(以下「国直轄事業所調査事業所」という。)にあっては、経済産業大臣が本社一括調査企業の報告義務者及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者に配布する。</p> <p>統計調査員及び市町村長による調査票の提出</p> <p>ア 報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。</p> <p>イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。</p>	<p>表現ぶりの変更。</p> <p>従来の甲調査、乙調査の調査方法に違いが無いことから記述を簡素化したことに伴う変更。</p>
--	---	--

により、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

郵送・オンライン調査

上記 以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票(別紙様式2もしくは別紙様式3)を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

ウ 市町村長は、イの規定により提出された工業調査票甲を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。

本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所による調査票の提出

ア 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出する。

イ 経済産業大臣は、アの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された事業所の所在地を管轄する都道府県知事に当該調査票を1部送付する。

電子情報処理組織による提出

ア 本社一括調査企業及び国直轄事業所調査事業所の報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣が定める日までに提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとする。

都道府県知事による調査票の提出

<p>3) 乙調査 削除</p>	<p><u>ア 都道府県知事は、ウ及びイの規定により提出又は送付された調査票を整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。</u></p> <p><u>イ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された調査票の内容を調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 都道府県知事は、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>エ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票甲の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</u></p> <p><u>3) 乙調査</u></p> <p><u>報告方法</u></p> <p><u>乙調査は、別紙様式第3による工業調査票乙を用いて自計方式によって行う。作成部数は2部とし、1部を控え用、1部を提出用とする。</u></p> <p><u>統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布</u></p> <p><u>統計調査員は、準備調査の結果に基づき、工業調査票乙を従業者29人以下の報告義務者に配布する。ただし、本社一括調査企業に属する事業所にあ</u></p>	
------------------	---	--

つては、経済産業大臣が本社一括調査企業の報告義務者に一括して配布する。

統計調査員及び市町村長による調査票の提出

ア 報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。

イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。

ウ 市町村長は、イの規定により提出された工業調査票乙を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。

本社一括調査企業による調査票の提出

ア 本社一括調査企業の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出する。

イ 経済産業大臣は、アの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された事業所の所在地を管轄する都道府県知事に当該調査票を1部送付する。

電子情報処理組織による提出

ア 本社一括調査企業の報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使

<p>なお、郵送・オンライン調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。</p>	<p>用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣が定める日までに提出する。</p> <p><u>イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとする。</u></p> <p><u>都道府県知事による調査票の提出</u></p> <p><u>ア 都道府県知事は、ウ及びイの規定により提出又は送付された調査票を整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。</u></p> <p><u>イ 都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された調査票の内容を調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 都道府県知事は、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>エ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票乙の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</u></p> <p>なお、本社一括調査及び国直轄事業所調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等と</p>	<p>記述内容の変更に伴う修正。</p>
---	--	----------------------

<p>7 報告を求める期間 (1) 略 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員調査：市町村長の定める日 郵送・オンライン調査：経済産業大臣が定める日</p> <p>8～12 略</p> <p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p style="text-align: center;">別添</p> <p>東日本大震災に伴う調査計画の変更 1 変更内容 (1) 調査範囲からの除外 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。<u>ただし、避難解除等区域(避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条</u></p>	<p>する。</p> <p>7 報告を求める期間 (1) 略 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員調査：市町村長の定める日 本社一括調査、及び国直轄事業所調査：経済産業大臣が定める日</p> <p>8～12 略</p> <p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p style="text-align: center;">別添</p> <p>東日本大震災に伴う調査計画の変更 1 変更内容 (1) 調査範囲からの除外 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。</p>	<p>記述内容の変更に伴う修正。</p> <p>「避難指示解除準備区域」では製造業の事業再開が認められていることに伴う変更。</p>
---	--	--

<p>第2項の規定により原子力災害対策 本部長が福島県の市町村長又は福島 県知事に対して行った指示において <u>近く当該避難指示が全て解除される 見込みであるとされた区域をいう。）</u> を含む調査区を除く。</p> <p>～ 略 (2) 略 2～3 略</p>	<p>～ 略 (2) 略 2～3 略</p>	
---	--------------------------------	--

工業統計調査に係る承認事項の改正要旨

平成25年7月
構造統計室

1. 改正の趣旨

工業統計調査は、地方自治体経由の調査員調査と国からの郵送による本社一括調査及び国直轄事業所調査の3つの調査経路により実施している。本社一括調査は傘下に事業所を有する企業を対象とした任意の調査経路である一方、国直轄事業所調査は従業者200人以上の事業所を対象とする調査の方法である。

国直轄事業所調査方式は平成22年調査から導入したところであるが、国直轄調査対象事業所を傘下に有するが本社一括調査の対象となっていない企業において、本社が全ての傘下事業所の調査票を記入し、国直轄調査対象事業所用返信封筒に調査員調査分の記入済み調査票も封入して返信する事例が発生するなど、同一企業の事業所でありながら調査の方法の違いにより提出先及び提出方法が異なる事で調査客体及び実施主体の事務に混乱が生じている。

平成24年2月に実施された経済センサス-活動調査では、傘下に支所を有する企業については国が郵送にて直接調査を実施し、単独事業所については調査員が調査票を配布、回収するという調査の方法に整理して調査を実施したところであることから、工業統計調査においても調査の方法の整理を明確化することによって調査を円滑に行う必要がある。

このため、平成25年以降の工業統計調査については経済センサス-活動調査の調査の方法を参考として複数の製造事業所を傘下に有する企業については国が直接調査を実施する直轄調査対象とし、その他の事業所については調査員調査とする調査の方法の明確化を図り調査実施の効率化を行うための所要の改正を行う。

加えて、平成24年調査では平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法に基づく指示の対象となった区域を含む調査区を除外したところであるが、平成24年3月30日の警戒区域、避難指示区域等の見直しにより新たな避難指示区域が設定され、このうち「避難指示解除準備区域」では製造業の事業再開が認められている。当該区域については、事業再開までには時間を要するとの判断から平成24年調査では調査対象から除外しているところであるが、25年調査では設定から1年9ヶ月を経過することから、当該区域及び近く当該区域への見直しが見込まれるとされる区域を含む調査区を調査対象とするための改正を行う。

2. 改正内容

(1) 調査の方法の見直し

従業者200人以上の事業所を対象とする国直轄事業所調査を廃止し、単独事業所については調査員調査、複数の製造事業所を有する企業については国直轄調査とするための改正を行う。

(2) 避難指示区域からの除外区域の設定

「避難指示解除準備区域」及び近く当該区域への見直しが見込まれるとされる区域を含む調査区を調査対象とするための改正を行う。

工業統計調査要綱（変更後）

承認期日 平成25年月日

経済産業省大臣官房
調査統計グループ構造統計室

工業統計調査要綱

1 調査の名称

工業統計調査

2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計調査を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）について行う。

4 報告を求める者

(1) 数

甲調査：約65,000事業所

乙調査：約290,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約590,000事業所。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

後記6の(2)2) の調査においては、事業所の管理責任者。

後記6の(2)2) の調査においては、企業の本所事業所の管理責任者もしくは、支所となる事業所の管理責任者。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

1) 甲調査

事業所の名称及び所在地

本社又は本店の名称及び所在地

他事業所の有無

経営組織

資本金額又は出資金額（会社に限る。）

従業者数

常用労働者毎月末現在数の合計

現金給与総額

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

有形固定資産

リース契約による契約額及び支払額

製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

製造品の出荷額、在庫額等

品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額

国内消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）

製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

主要原材料名

作業工程

工業用地及び工業用水

、及び の在庫額に係る消費税の経理処理の状況

2) 乙調査

事業所の名称及び所在地

本社又は本店の名称及び所在地

他事業所の有無

経営組織

資本金額又は出資金額（会社に限る。）

従業者数

現金給与総額

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額

製造品出荷額等

品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額

内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）

製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

主要原材料名及び簡単な作業工程

（２）基準となる期日又は期間

経済センサス 活動調査実施年の前年を除き、毎年１２月３１日現在によって行う。ただし、５の（１）の１） から （ を除く）及び２） から は、１月１日から１２月３１日までの１年間に
よって行う。

また、５の（１）の１） は、年初（１月１日現在）、年末（１２月３１日現在）によって行う。

６ 報告を求めるとに用いる方法

（１）調査組織

単独事業所（本所もしくは支所となる製造事業所が１つとなる企業の事業所を含む。以下同じ）

経済産業省 - 都道府県 - 市町村（特別区においては区。以下同じ。） - 統計調査員 - 報告者

本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所

経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

の場合はオンライン報告が可能。

（２）調査方法（ 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他）

１）準備調査

工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。

準備調査は、別紙様式第１に掲げる工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。

統計調査員は、市町村長（特別区においては区長。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を１部作成し、市町村長に提出する。

市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し１部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し１部を作成して保存し、準備調査名簿の原票を調査実施年の翌年５月３１日までに経済産業大臣に提

出する。

都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに準備調査名簿の内容を調査実施年の翌年5月31日までに記録する。

都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

2) 甲及び乙調査

調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を配布し、統計調査員による収集により市町村長が回収する方法により行う。

市町村長は、調査員によって収集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、調査実施年の翌年6月30日までに総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の翌年6月30日までに経済産業大臣に提出する。

都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

郵送・オンライン調査

上記以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票（別紙様式2もしくは別紙様式3）を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

なお、郵送・オンライン調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

経済センサス 活動調査実施年の前年を除き毎年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員調査：市町村長の定める日

8 集計事項

(1) 工業統計速報

産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産投資総額

従業者規模別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額

都道府県別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額

(2) 工業統計表産業編〔概要版〕

産業細分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額

従業者規模別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額

都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額

(3) 工業統計表産業編

産業細分類別の事業所数、従業者数、常用労働者月平均数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額

従業者規模別・産業細分類別の事業所数、従業者数、常用労働者月平均数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額

従業者規模別・産業中分類別の在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額

都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額、在庫額、有形固定資産額、リース契約額・支払額

産業細分類別・1事業所当たりの従業者数、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額及び従業者数1人当たりの現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、付加価値額及び雇用户1人当たりの現金給与総額

従業者規模別・産業中分類別・1事業所当たりの従業者数、製造品出荷額等、生産額、粗付加価値額、付加価値額及び従業者数1人当たりの現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、付加価値額及び雇用户1人当たりの現金給与総額

(4) 工業統計表市区町村編

都道府県別・市区町村別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、
製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産年末現在高

(5) 工業統計表企業統計編

(企業について)

経営組織別・資本金階層別・従業者規模別・産業小分類別の企業数

経営組織別・資本金階層別・従業者規模別・産業中分類別の従業者数、粗付加価値額、投資総額

経営組織別・資本金階層別・産業小分類別の企業数、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造
品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額

従業者規模別・産業小分類別の企業数、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、
粗付加価値額、有形固定資産額

企業産出産業別・産業小分類別の企業数・事業所数

(事業所について)

経営組織別・資本金階層別・産業細分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額
等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額

経営組織別・資本金階層別・品目別の製造品出荷額、出荷率

(6) 工業統計表品目編

品目別の出荷、在庫、賃加工額、産出事業所数

品目群別・都道府県別の出荷額

品目別の都道府県別の出荷、産出事業所数

品目別・従業者規模別の出荷、産出事業所数

品目別・産業別の出荷、産出事業所数

その他収入の種類別・都道府県別の収入額、産出事業所数

その他収入の種類別・産業別の収入額、産出事業所数

(7) 工業統計表用地・用水編

(工業用地について)

産業細分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所
延建築面積

従業者規模別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建
築面積、事業所延建築面積

都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築
面積、事業所延建築面積

工業地区別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築
面積、事業所延建築面積

敷地規模別・都道府県別・産業中分類別の事業所数

敷地規模別・都道府県別の事業所数、従業者数、製品出荷額等、事業所敷地面積、事業所建築面積、事業所延建築面積

(工業用水について)

産業細分類別の事業所数、水源別用水量・用途別用水量

従業者規模別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量

都道府県別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量

工業地区別・産業中分類別の事業所数、水源別用水量、用途別用水量

(8) 工業統計表工業地区編

都道府県別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、有形固定資産年末現在高、付加価値額

工業地区別・産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、有形固定資産年末現在高、付加価値額

工業地区別・産業細分類別・事業所数ウェイト順の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額

工業地区別・産業細分類別・出荷額ウェイト順の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額

(9) 工業統計詳細情報

都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、現金給与総額、原材料使用額等、有形固定資産額、リース契約額・支払額、在庫額、工業用地、工業用水、生産額、付加価値額、粗付加価値額等

市区町村別・産業中分類別の事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額、粗付加価値額

(10) メッシュデータ 注1 注2

(1kmメッシュ)

事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額等
従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等

経営組織別資本金階層別事業所数、従業者数、製造品出荷金額等

産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等

注1 市区町村別、都道府県別、全国の3区分のメッシュからなる。

注2 平成20年調査について作成する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット、刊行物及び閲覧により公表する。

閲覧の方法 (CD-ROM に記録したものをディスプレイ画面に表示する方法により閲覧又は電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧)

(2) 公表の期日

工業統計速報は、調査実施年の翌年 (9 月 ~ 1 1 月頃の予定)

工業統計表産業編〔概要版〕は、調査実施年の翌々年 (1 月 ~ 2 月頃の予定)

工業統計表産業編は、調査実施年の翌々年 (4 月 ~ 5 月頃の予定)

工業統計表市区町村編は、調査実施年の翌々年 (5 月 ~ 7 月頃の予定)

工業統計表企業統計編は、調査実施年の翌々年 (8 月 ~ 9 月頃の予定)

工業統計表品目編は、調査実施年の翌々年 (3 月 ~ 4 月頃の予定)

工業統計表用地・用水編は、調査実施年の翌々年 (6 月 ~ 8 月頃の予定)

工業統計表工業地区編は、調査実施年の翌々年 (6 月 ~ 8 月頃の予定)

工業統計詳細情報は、調査実施年の翌々年

メッシュデータは、調査実施年の 3 年後

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2 年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2 年	都道府県知事
準備調査名簿	3 年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	3 年	経済産業大臣
集計表	3 年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	2 年	都道府県知事
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の(1)報告を求める事項」中「1)甲調査」の から まで及び「2)乙調査」の から ま
でに掲げる事項。

13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。

別紙様式第1 準備調査名簿 - 略

別紙様式第2 工業調査票甲 - 略

別紙様式第3 工業調査票乙 - 略

別紙

準備調査名簿及び調査票の複写業務の一部委託について

経済産業大臣、都道府県知事及び市町村長が、準備調査名簿及び調査票の複写業務の一部を第三者に委託して行わせる場合には、それぞれの受託者に準備調査名簿及び調査票の秘密保護を厳守させるため、次の措置を採るものとする。

- (1) 契約書に秘密保護に関する規定を設けること。
- (2) 受託者からの誓約書の徴求、その他準備調査名簿及び調査票の秘密の保護のために必要と認める措置を採ること。

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

(1) 調査範囲からの除外

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項又は第 20 条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。ただし、避難解除等区域（避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長が福島県の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。）を含む調査区を除く。

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示。

住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示。

(2) 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、経済産業大臣が直接、郵送により調査を実施する。

2 変更する期間

本調査は年次調査であるが、本変更は当面、今回の調査のみの対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。

工業統計調査の必要性

1．調査の目的・必要性

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則（昭和26年12月28日通商産業省令第81号、最終改正平成24年10月11日経済産業省令第79号）によって実施している。

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の結果は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の運用、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の運用、ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

2．他調査との重複

製造業の活動を把握することを目的とした統計調査は工業統計調査の他には、経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）があるが、重複排除の観点から経済センサス-活動調査の対象となる年は工業統計調査は実施せず、工業統計調査で必要となる事項は経済センサス-活動調査によって把握することとしている。

3．行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4．事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を平成27年3月に提出予定。

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料

- ・地方交付税の算定（「普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第11条の2」において経常態容補正係数（都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」）の算定資料）

◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料

◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料

◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料

◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料

◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料

◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料

◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

◆産業連関表、国民経済計算(SNA)等の基礎資料

◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料

◆中小企業白書、ものづくり白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料

◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料

◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

- （「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(3) 企業や大学での利用

◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料

◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構(OECD)統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団